

令和6年度 東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金募集要領

市では、事業者用太陽光発電設備（以下「対象設備」という。）の導入を促進することにより、産業部門及び民生業務部門における地球温暖化防止を推進するため、対象設備の設置費用の一部を補助します。

1. 補助対象者

補助金申請の資格を有する者は、次のすべての要件を満たす者とします。

【補助対象者】

No.	要件
①	市内に所在する工場、店舗、事務所等（以下「事業所等」という。）に対象設備を設置する法人又は個人事業主。
②	補助対象者が対象設備を購入し、所有すること。
③	令和7年3月13日までに対象設備の設置を完了すること。
④	補助金申請時において、市税を滞納していないこと。
⑤	補助対象者が個人事業主の場合はその個人事業主とその他経営に実質的に関与している者、法人の場合は役員、支店、営業所とその他経営に実質的に関与している者が暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）のいずれにも該当しないこと。
⑥	過去に対象設備の設置に係る市の補助金の交付を受けていないこと。
⑦	「東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金」の申請をしていないこと。

※暴力団等に該当するかについては調査する場合があります。

2. 補助対象事業

補助対象事業は次に掲げる対象設備を市内事業所等に設置する事業とします。

【補助対象事業】

対象設備要件
<ul style="list-style-type: none">・未使用品であること。・発電した電気が事業所等として使用する部分で消費されていること（全量買取は対象外）。・自ら対象設備の仕入れ、設置工事を行っていないこと。

3. 補助対象経費など

補助対象経費、補助金額、件数及び予算額は次のとおりとします。

【補助対象経費】

対象となる経費	対象とならない経費・収入
① 本体・付属機器購入費	① 消費税及び地方消費税
② 設置工事費	② 国や他の自治体の補助金、寄附金その他の収入
	など

【補助金額・件数・予算額】

補助金額	件数	予算額
上限 100 万円（以下のいずれか低い方の額） ・ 発電出力(kW)×2 万円（50kW まで） ・ 補助対象経費の 2 分の 1	約 8 件	800 万円

※発電出力について

太陽電池モジュール又はパワーコンディショナーの出力のいずれか低い方の値（小数点第 2 位以下を切捨て）を採用します。

※補助金額は千円未満切捨てで算出します。

※予算額に達した時は、その時点で新たな申請は受け付けません。

4. 申請期間及び申請方法**(1) 申請期間**

令和 6 年 6 月 3 日（月）～令和 7 年 1 月 31 日（金）

※申請は設置工事着手の原則 30 日前までに、「5. 補助金の交付申請」のとおり行ってください。

※申請期間については、申請状況や事務処理期間を考慮し変更する場合があります。

(2) 申請方法

東大阪市電子申請システムにて申請（東大阪市電子申請システムで申請できない方は、環境部環境企画課までご相談ください。） ※予算に達し次第終了

(3) その他

1 事業所等につき、1 申請までとします。

5. 補助金の交付申請

設置工事に係る契約後、以下の書類をご提出ください。

【申請書類】

必要書類	
①	東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
②	事業計画書（別紙 1）
③	暴力団等の排除に関する誓約書兼暴力団等調査同意書（別紙 2）
④	対象設備を設置する事業所等の所有者が申請者以外に存在する場合は、その者の対象設備設置承諾書（別紙 3）
⑤	履歴事項全部証明書（発行後 3 カ月以内のもの）（法人の場合）
⑥	開業届の写し又は青色申告決算書の控えの写し（個人事業主の場合）
⑦	市税の滞納がない証明書（発行後 3 か月以内のもの）
⑧	対象設備の設置工事に係る契約書の写し
⑨	対象設備の設置に係る見積書の写し（内訳を確認できるもの）
⑩	太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの出力が確認できる書類の写し
⑪	対象設備の配置等が確認できる図面
⑫	対象設備の設置予定箇所を示すカラー写真

※申請書類（様式・別紙）については、環境企画課ウェブサイトからダウンロードしてくだ

さい。ただし、電子申請システムで申請される場合は、必要項目を入力すると自動で作成されるため、ダウンロードせずに申請いただけます。(別紙3についてはダウンロードいただき、電子申請システム上で添付していただく必要があります。)

※市税の滞納がない証明書は納税課の窓口（市役所本庁舎3階）にて「税務証明の交付申請書」を記入し、提出又は郵送にて請求し、発行してください。発行には本人確認書類が必要です。代理人が請求する場合は委任状と代理人の本人確認書類が必要です。なお、法人の場合は「税務証明の交付申請書」または委任状に代表者印の押印が必要です。

6. 補助金の交付決定

申請内容を審査したうえで、補助金交付の可否を決定し、「東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）」又は「東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）」により通知します。

※交付決定にあたっては、必要に応じ条件を付すことがありますので、当該内容により難しいときには、交付決定通知書を受領した日の翌日から起算して10日以内に「東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金交付申請取下書（様式第4号）」を提出してください。

7. 事業内容の変更又は中止

交付決定の内容を変更又は中止しようとする場合は、「東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金変更・中止申請書（様式第5号）」に必要な書類を添付し、ご提出ください。変更申請書の提出が必要となる主な要件は以下のとおりです。

要件
<ul style="list-style-type: none">・設置容量が変更となる場合。・国や他の地方自治体を実施する補助事業における補助金額が変更となる場合。(新たに申請する場合も含む。)・工事請負契約が変更となる場合。

※交付決定日以降に工事着手日を予定日より変更する場合は変更申請の必要はありません。

※上記以外にも変更申請が必要となる場合があります。

※変更にあたっては、既に交付決定通知書により通知した補助金交付決定金額より増額することはできません。

※申請確認後、内容を審査したうえで、その結果を東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金変更・中止申請結果通知書（様式第6号）により通知します。

8. 実績報告

対象設備の設置が完了した後、原則30日以内又は令和7年3月14日（金）のいずれか早い日までに以下の書類をご提出ください。

※設置完了日は保証書の保証開始日とします。

【実績報告書類】

必要書類	
①	東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金実績報告書（様式第7号）
②	事業実績書（別紙4）

③	対象設備の設置に係る領収書の写し（レシート不可、内訳を確認できるもの）
④	対象設備の設置工事に係る契約書の写し（申請時又は変更申請時から変更があった場合のみ）
⑤	太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの保証書の写し
⑥	設置した対象設備の太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの出力が確認できる書類の写し（保証書で確認できない場合のみ）
⑦	設置状況を示すカラー写真（太陽電池モジュール及び設置された事業所等の全体を確認できるもの）
⑧	自家消費であることが確認できる書類の写し（経済産業省発行の「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）」（電力会社と電力受給契約を締結する場合、かつ対象設備が高圧又は特別高圧に該当する場合に限る）
⑨	国や他の地方自治体を実施する補助事業を申請している場合は、当該事業における補助金額がわかるもの
⑩	東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金アンケート

※必要書類（様式・別紙）については、環境企画課ウェブサイトからダウンロードしてください。ただし、電子申請システムで申請される場合は、必要項目を入力すると自動で作成されるため、ダウンロードせずに申請いただけます。

9. 補助金の額の確定

実績報告内容を審査したうえで、交付する補助金の額を確定し、「東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）」により通知します。

10. 補助金の交付請求

「東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）」の通知を受領した後、**原則30日以内**に「東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金交付請求書（様式第9号）」をご提出ください（様式や提出方法等については、交付額確定通知書と同時にご案内します）。

※請求書の提出が確認できなければ、補助金を交付することはできません。

11. 市への協力

市が実施する地球温暖化防止に関する取組へのご協力をお願いする場合があります。

12. 管理及び処分の制限

対象設備の設置完了後6年以内に市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供することはできません。

なお、やむを得ず期間内に処分する場合は、あらかじめ「財産処分承認申請書（様式第10号）」を市長に提出し、その承認を受けてください。

期限内に処分する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じることがあります。

13. 交付決定の取消し及び補助金の返還

虚偽、不正、暴力団等に該当、交付要綱・募集要領に違反等があった場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じることがあります。

14. 問合せ・申請先

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市 環境部 環境企画課

TEL：06-4309-3198 FAX：06-4309-3829

E-mail：kankyokikaku@city.higashiosaka.lg.jp

補助金交付手続きの流れ

